

各 位

栃木県職業能力開発協会
業務課

技能検定試験「シーケンス制御職種」の新設に伴う受検資格の短縮について

従前「電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)」であったものが、令和5年度前期より、「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」として新たに独立いたしました。これにより、経過措置に定められた場合を除き、従来の「電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)」の技能士の方であっても、新しい「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の上位級への実務経歴年数短縮は認められておりません。

つきましては、従来の「電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)」の技能士には、下記の通りに同級「シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)」の実技試験及び、学科試験の両免除申請(D申請)を受け付ける事といたしました。今後、シーケンス制御作業の上位級を受検される方はご注意ください。なお、お問い合わせは当協会業務課までお願いいたします。

記

1. 申請対象職種
シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)
2. 対象者
電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)技能士
※特級電気機器組立て職種技能士については対象外です。
3. 申請期間
令和5年9月13日(水)から9月22日(金)までに**必着**
4. 必要書類
受検申請書(受検手数料、証明写真は必要ございません。お手元がない場合は郵送いたします。)
本人確認書類の写し(受検申請書に貼付してください)
電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)の合格証の写し
5. 申請方法
原則、郵送での受付となります。
送料は自己負担です。

6. 申請先

320-0032 栃木県宇都宮市昭和 1-3-10 栃木県庁舎西別館 1F
栃木県職業能力開発協会 業務課 宛

7. 片側合格者(実技・学科のみ合格)について

国が認めた経過措置により、片側合格者については、シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)の同級への受検申請が可能です。対象の方は令和 5 年度後期技能検定試験の受検申請受付期間【10 月 2 日(月)~10 月 13 日(金)】までに申請をお願いいたします。

以上

担当:業務課

TEL:028-643-7002

FAX:028-600-4321

Mail:tc-kentei3@tochi-vada.or.jp